

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

■ 政策等の題名

子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）について

■ 政策等の公表日

平成26年7月11日（金）

■ 意見提出期間

平成26年7月11日（金）～8月10日（日）

■ 意見提出実績

69件（個人60件、団体9件）、延べ346項目

提出方法の内訳

- ・ 郵送 3件
- ・ 電子メール 34件
- ・ 電子掲示板 17件
- ・ F A X 14件
- ・ 持参 1件

■ お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙1のとおり

■ 基準（案）修正箇所一覧

別紙2のとおり

■ 問合せ先

保健福祉部 子育て支援課 新制度準備担当

電話 03-3312-2111 内線1398

お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

【各事業共通の基準】

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
1	保育所等との連携	3歳以降の保育の受け皿となる連携施設の確保をどう図っていくのか。 【他、同趣旨1件】	連携施設については、事業者が自ら連携先を確保することが基本であり、家庭的保育事業等の実施を円滑に進めるためには、経過措置は必要と考えています。そうした中で、区としては、既存の区立・私立保育園等の体制にも配慮しながら、連携施設の確保に向けて、事業者との個別具体的な調整等を図るとともに、認可保育所を核とした施設整備を計画的に進める中で、3歳以降の保育の受け皿を確保していきます。	無
		連携施設は、公立の役割として区立保育園を中心に実施してほしい。 【他、同趣旨21件】		無
		家庭的保育事業と保育所等との連携については、受入側の保育園の要員・体制についても十分に配慮してほしい。		無
		3歳以降の保育の受け皿は重要であり、連携施設の経過措置はなくしてほしい。		無
		新制度に移行しない区の保育室にも連携施設を設け、認可保育所との連携をしてほしい。【他、同趣旨12件】		無
2	食事	子どもへの配慮から給食は自園調理を義務付けてほしい。 【他、同趣旨1件】	自園調理が基本ですが、自園調理が困難な場合もあるため、衛生面や栄養面等で十分な対応ができる場合に限り、外部からの搬入など、施設の実情等により柔軟な対応ができるよう特例取扱いを定めています。	無

【家庭的保育事業】

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
3	資格要件	家庭的保育者等の資格要件は保育士に限定すべき。	現在の類似事業である家庭福祉員制度及び東京スマート保育等の職員配置の実態を踏まえ、本基準により保育の質を確保していく考えです。	無
		家庭的保育事業の職員配置基準等は、区の認可保育園と同じ基準にしてほしい。		無
		家庭的保育事業について、現在の家庭福祉員と同様に、資格基準には「区内に居住する者」「満 25 歳から満 62 歳まで」「現に 6 歳未満の児童を養育していない」ことを、また設置基準には「採光及び換気が良い部屋」、耐火基準には「避難設備が確保されている施設」といった基準を加えてほしい。 【他、同趣旨 12 件】	家庭的保育事業の従事者をより広く確保する観点から、区内居住を要件とはしていません。また、年齢については、従事者個々の健康や保育の状況等で判断すべきものと考えます。その他の要件等については、現在の家庭福祉員制度と同様の考え方で運用することを前提に基準を定めています。	無
4	職員数	2 階以上で実施する場合は、安全性に配慮して保育士 1 人に対して子どもを 1 人を基本に、保育士と補助者の場合は、子ども 3 人以下にしてほしい。 【他、同趣旨 1 件】	国の基準では、家庭的保育者と補助者が 2 人で保育を行う場合の子どもの定員は、5 人までとしているところですが、区では安全確保の観点から、現在の家庭福祉員制度の実態を踏まえ、4 人までとしています。	無
5	設備基準	家庭的保育事業等については、建物の 2 階以下で実施することを基本としてほしい。	保育の安全・安心を確保する観点から、現在の家庭福祉員制度と同様に、事業の実施場所は、今後も 1 階で行うことを基本に対応していく考えです。	無
6	その他	家庭的保育事業の区基準（案）は総じて厳密であるが、これが遵守されるよう、第三者機関あるいは区による随時チェックを実施すべき。	家庭的保育事業等の事業認可に当たり、区は、基準に即した事業であるか、厳密な審査を実施します。また、運営開始後においても、施設・事業者には外部評価の実施を求めており、区としても必要な指導監督を行っていきます。	無

【小規模保育事業】

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
7	配置職員	小規模保育B型について、より充実した区基準案を堅持してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、区基準により保育の質と安全性の確保を図ります。	無
		新たに導入する小規模保育事業は、子どもが等しく保育を受ける権利を保障する観点から、認可保育所と同等の基準としてほしい。 【他、同趣旨3件】	現在の類似事業である東京スマート保育等の実態を踏まえ、本基準により保育の質や安全性が確保されるものと考えています。	無
		小規模保育などに設定されている研修修了者は、専門職としての保育士の代わりにはならないので、職員配置の定数として設定するのは不適當である。		無
		小規模保育事業の設置基準について、保健師または看護師の配置を義務付けるなど職員配置を充実してほしい。 【他、同趣旨1件】	現在の東京スマート保育等の実態を踏まえ、嘱託医を事業所ごとに置くことで、安全性が確保されるものと考えています。	無
8	資格要件	A・B型の施設長は専任とすべき。 【他、同趣旨12件】	事業所内保育事業も含め、施設長は、現在の類似事業である東京スマート保育や小規模保育事業と同様に専任の施設長を想定していましたが、ご意見の趣旨等を踏まえ、基準を修正し、記載をより明確化します。	有 別紙 2-②
		施設長の保育経験年数は6年では不足、12年以上としてほしい。	現在の東京スマート保育の実態を踏まえた経験年数を設定しており、妥当と考えています。	無
		保育従事者に対する「区長が行う研修」の内容及び研修主体をどう考えているか。また、定期的なスキル向上の取組が必要ではないか。	新制度における保育従事者に対する研修内容は、今後、国から示されるため、それらを踏まえ、今後定期的なスキル向上の取組を含めた区の研修内容等を定めていきます。	無
9	職員数	B型の保育士数については、質を確保するため、保育士の割合を2/3以上としてほしい。	現在の東京スマート保育等の実態を踏まえ、本基準により保育の質を確保していく考えです。	無

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
9	職員数	B型の保育士割合を国基準よりも引き上げたことは評価する。このB型がA型に移行することを後押しするため、区独自の補助などを検討すべき。	事業者自らB型の保育士割合を引き上げた場合には、公定価格（事業の運営に要する費用として区から事業者に対して支払われる額）上の加算措置が設けられています。	無
		A型の職員数は、現在の認可保育所（分園）よりも緩和されており、現状を維持すべき。【他、同趣旨 13 件】	本基準は、現在の認可保育所（20人以上）とは施設規模が異なる事業であり、小規模保育事業の基準として設定したもので、妥当と考えます。	無
10	設備基準	小規模保育事業の設置基準について、0歳児：5.0㎡以上/1人としてほしい。 【他、同趣旨 14 件】		無

【居宅訪問型保育事業】

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
11	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、障害児や慢性疾患児の保育ニーズに対応できるよう、広く人材活用できる基準としてほしい。	家庭的保育者については、居宅訪問型保育事業のほか、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型において保育に従事することとなっており、従事者には保育の質と安全性を確保する上で、一定の資格と経験が求められるため、現在の家庭福祉員制度の実態を踏まえて設定したものです。なお、国においても、障害児支援策と子育て支援策の調和と連携は検討すべき課題とされており、今後ともその動向を注視していきます。	無

【事業所内保育事業】

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
12	職員数	事業所内保育事業の保育者資格要件と職員数について、より乳幼児の心身の発達や安全に配慮した基準としてほしい。	ご意見の趣旨等を踏まえ、定員20人以上の保育所型事業所内保育事業においても施設長を配置するよう基準を修正します。	有 別紙 2-①
		小規模型の保育士割合を2/3以上とするなどの、保育の質を確保してほしい。	保育士割合については、現在の類似事業である東京スマート保育等の実態を踏まえ、本基準により保育の質を確保していく考えです。	無
13	設備基準	乳児室又は保育室の面積は、より充実したものとしてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、保育所型の乳児室の面積基準を修正します。	有 別紙 2-③

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

【特定教育・保育施設の運営に関する基準】

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
1	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	提供拒否についての「正当な理由」を、具体的に示してほしい。	本基準に示したもののほか、運用上の詳細については、別途、国から示される予定となっています。	無
		「適切な教育・保育を提供することが困難な場合」の他施設等の紹介措置は、区で行ってほしい。	ご意見の「他施設等の紹介」については、施設・事業者が担うべき役割ですが、区としても、現在ホームページで提供している保育施設の空き情報に幼稚園の情報も加えるなど情報提供の充実を図り、利用者支援に努めていきます。	無
2	利用者負担額等の受領	上乗せ徴収となる保育施設の利用者負担については、一定の規制を設けてほしい。【他、同趣旨2件】	上乗せ徴収(公定価格上の基準を超えた施設整備にかかる費用等)については、予め施設・事業者が保護者に対し、その用途・額などについて説明を行い、同意を得ることとなっています。	無
		3歳以上の保育施設の給食費等は保育料に組み入れるべき。	新制度における利用者負担には、3歳以上の子どもの主食費は含まれていません。区としては、認可保育所における3歳以上の主食給食に係る運営費補助について、引き続き実施していく方向で検討しています。	無
3	運営規程	災害発生時の施設における対応について明確に示してほしい。	施設・事業者は、非常災害対策や個人情報保護等の運営に関する重要事項について規程を定め、その概要を事前に利用者に対して説明を行うこととなっています。	無
4	秘密保持等	個人情報保護への対策を明確に示してほしい。		無
5	特定教育・保育施設等との連携	特定教育・保育施設との連携について「必要に応じて代替保育を提供すること」とあるが、どのようなことを想定しているのか。 【他、同趣旨1件】	次の様なケースを想定しています。 ・ 家庭的保育事業者等の急な病休などにより保育を提供できない場合に、連携施設が受入可能な範囲で利用乳幼児を受け入れて保育を行う場合。	無

(3) 保育の必要性の認定に関する基準

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
1	必要性の事由	保育の必要性の事由について、「同居の親族を常時介護している場合」は厳格な調査が必要。また、「求職活動を継続的に行っている」が保育が必要な状態と言えるのか。	保育の必要性の事由に該当するか否かについては、これまでも必要な書類等を徴収して確認を行っており、引き続き厳格に審査します。また、求職活動中については、国の規則において保育の必要性の事由として定められています。	無
		職業によっては勤務時間が明確にならない実態があるが、具体的に何をして就労時間としているのか。		無
2	保育の必要量	保育の必要性の認定基準について、8時間を下回ることはないようにしてほしい。	保育の必要量については、保護者の就労時間等の実態に応じて、「標準時間を11時間まで」、「短時間を8時間まで」の二つの区分で認定を行います。	無
		保育必要量の認定は、保護者の実態に合わせて判断するようにしてほしい。【他、同趣旨10件】		無
3	優先利用等	就職活動中の保護者が保育を利用しやすくなるようにしてほしい。	優先利用等に関する基準の取り扱いや運用方法については、国がその内容を通知により示すこととなっており、それを踏まえて、別途必要な見直しを検討する考えです。	無
		認可保育所申し込みにあたり、保護者の労働形態や児童の兄姉の預け先にかかわらず、入園を希望する子が1歳になる年度末まで育児休業することが認められるようにしてほしい。【他、同趣旨10件】		無
		優先利用の対象事項に、「区内に長く居住している人」を加えるべき。 新制度の実施に伴い、認可外保育の実績や育児休業明けの取扱いなど、現在の認可保育所入所選考基準（指数）の大幅な変更は行わないでほしい。		無

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
3	優先利用等	優先利用の対象事項に「保護者が保育士及び看護師として勤務している場合」を入れてほしい。	優先利用等に関する基準の取り扱いや運用方法については、国がその内容を通知により示すこととなっており、それを踏まえて、別途必要な見直しを検討する考えです。	無
		優先利用の対象事項について、認可保育所の入所に至らず、区外の認証保育所等に預けているケースの調整指数は存続してほしい。 【他、同趣旨1件】		無
		優先利用の対象項目のうち、「兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合は、「同一または他の認可保育所、認定こども園等」というように広く捉えてほしい。		無
		調整指数や優先順位などの基準を今後も公開するとともに、保護者のニーズの変化に合わせて修正してほしい。 【他、同趣旨9件】		無
4	その他	認定された保育時間だけでは、子どもを引きとる際の保護者と保育士の意思疎通が十分に図れないのではないか。	現在も、連絡帳や掲示板による伝達などにより、保護者と保育士の意思疎通の機会を確保してきたところですが、今後も各保育施設等において適切に対応するよう工夫を図っていきます。	無
		優先利用の対象事項のうち、「子どもが障害を有する場合」の取扱いについては、保育現場の負担が増大しないよう配慮してほしい。	新制度では、公定価格上、障害児の受入に伴う加算措置が講じられており、区の補助制度のあり方については、改めて検討していきます。	無
		保育園入園申請にかかる期間が長くなること等がないよう、支給認定証発行までの時間を極力短縮してほしい。 【他、同趣旨12件】	新制度の実施に伴い、今年度の保育の必要性の認定及び保育所の利用手続きをワンストップで受け付けるとともに、昨年よりも早期に結果を通知できるよう検討を進めており、別途これらの手続きについて周知を図っていきます。	無

(4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
1	設備の基準	専用区画の面積は、児童 1 人につき概ね 1.65 m ² では狭い。	児童一人当たり 1.65 m ² とする専用区画の面積は、従来から国がガイドラインとして示してきたものです。区では、この基準に基づいて学童クラブを整備し、円滑に事業を運営してきており、その実績からも妥当な基準と考えています。	無
		学童クラブは、育成室以外に、遊戯室、図書室等の設置を義務付けるべき。	専用区画以外のスペースのあり方は、事業者が周辺施設等を効率的、効果的に活用することなど、地域の実情等に応じて考えていくべきものです。なお、区の学童クラブについては、今後は小学校内での整備を基本とし、教育委員会と連携して、校庭や体育館等の有効活用を図っていくこととしています。	無
2	支援の単位	学童クラブにおける支援の単位は概ね 40 人以下となっているが、児童の安全面からもっと少ない単位にすべき。 【他、同趣旨 1 件】	支援の単位と支援員の配置については、これまでの区の学童クラブの運営実態を踏まえた基準としており、適切なものと考えています。	無
		支援員を 2 名以上配置し、40 人という支援の単位を遵守してほしい。 【他、同趣旨 1 件】		無
		学童クラブの支援の単位や支援員の配置は、子どもの健全育成の観点から、もっと手厚くしてほしい。		無
3	職員	学童クラブの配置職員の半数は、保育士または社会福祉士の資格を有する者としてほしい。	本基準では、学童クラブの職員の半数以上を有資格者としています。	無
4	開所時間及び日数	学童クラブの開所日数を 280 日としているが、日曜・祝日・年末年始以外は開所すべき。 【他、同趣旨 1 件】	本基準では、国基準を上回る年間 280 日以上とすることにより、日曜・祝日・年末年始以外は原則として開所する考えです。	無

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
5	その他	現在運営している民間学童クラブ職員の処遇改善を図ってほしい。 【他、同趣旨2件】	民間事業者に雇用される従事者の処遇については、各事業者が関係法令に基づき適切に対応すべきものと考えています。	無
		学童クラブは民間委託化せず、区の直営で運営してほしい。	区の学童クラブについては、民間の力を活用して、サービスの向上や運営の効率化を図る観点から、計画的に委託化を進めることとしています。	無
		学童クラブについて、全児童対象事業との一体化はしないようにしてほしい。【他、同趣旨2件】	学童クラブについては、放課後等居場所事業と必要な連携を図りながら運営をしていくこととし、現時点で両者を一体化していく考えはありません。	無
		児童館の再編には反対である。 【他、同趣旨8件】	児童館については、現在の限られた施設・スペースで、全てのサービスの充実を図ることが困難なため、広範な意見を伺いつつ昨年度策定した区立施設再編・整備計画に基づき、児童館がこれまで果たしてきた機能・役割を、身近な小学校や新たに整備する（仮称）子どもセンター等で継承・充実・発展させていく取組を、丁寧かつ段階的に進めていきます。	無
		学童クラブは、おやつを提供を義務付けるべき。	区の学童クラブでは実費徴収により、おやつを提供していますが、おやつを提供するか否かは、個々の事業者がニーズや運営の実態に即して判断すべきものと考えています。	無

No.	項目	意見の概要	区の考え方	修正の有無
5	その他	<p>学童クラブに関連して、未就学児童に対する一時預かり保育のように、保護者の通院やリフレッシュ等のため、一時的に小学生の子どもが利用できる制度を導入してほしい。</p>	<p>保護者が就労等により日中留守になる家庭の児童を預かる学童クラブでは一時利用の制度はありませんが、区では、小学生の子どもが一時的に利用できる制度としてファミリー・サポート・センター事業等を行っています。このほか、区では、平成27年度から、身近な地域の小学校において小学生が放課後に学校で過ごすことができる「小学生の放課後等居場所事業」をモデル実施していきます。</p>	無

(5) その他

No.	意見の概要	区の考え方
1	新制度の内容等について、保護者に十分周知してほしい。【他、同趣旨 4 件】	今後、区広報、ホームページのほか、区独自のリーフレットの作成・配布、各施設を通じた利用者へのお知らせを図るなど、制度の一層の周知に取り組んでいきます。
2	新制度には反対であり、待機児童解消に必要な認可保育所の増設を前提に、改めて制度のあり方を検討し直してほしい。	子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、法律に基づき全国の区市町村を実施主体として 27 年度から実施するものであり、区では制度の円滑な実施に向けた準備を引き続き着実に進めていきます。
3	新制度では、仕事時間以外でも子どもを預けたいとする親が多くなるのが懸念されるため、現行制度を継続してほしい。	
4	区が策定する子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の見込み量については、必要量を十分見積もってほしい。 【他、同趣旨 17 件】	
5	今後とも、認可保育所を核とした施設整備を進めてほしい。【他、同趣旨 19 件】	待機児童の解消は都市部における重要な課題の一つであり、27 年 4 月の待機児童ゼロを達成するため、認可保育所を核とした保育施設の整備等に取り組んでいるところです。今後、区の子ども・子育て会議の意見等を踏まえつつ、26 年度中に策定する（仮称）子ども・子育て支援事業計画の中で、引き続き待機児童ゼロを継続するための教育・保育の確保策等を明らかにしていきます。
6	保育を希望する保護者のニーズに合わせた施設整備を進めてほしい。	
7	保育施設が少ない状況にある区境付近の施設整備を推進してほしい。	
8	西荻北 1～3 丁目や善福寺方面には保育施設が少ないため、空き家の活用を含め、施設整備を進めてほしい。	
9	育児休業制度が普及している状況を踏まえ、1 歳児から確実に保育施設を利用できる環境を整えてほしい。	
10	区の待機児童解消に向けた見通しはどうか。	
11	少子化時代に向けた区の目指す保育に対する考え方を知りたい。	
12	子育て中の保護者を応援するための施策を具体化してほしい。	女性の就業率の高まりは時代の大きな潮流であり、こうした女性の社会進出を後押しすることは基礎的自治体の重要な役割です。そのためには、就学前の教育・保育の充実はもとより、妊娠・出産期から学齢期に至るまでの、切れ目のない子育て支援を総合的に進めることが求められており、今後も計画的にこれらの施策の推進を図っていきます。

No.	意見の概要	区の方考え方
13	保育需要の地域別状況や待機児童問題の根本原因を踏まえた、新制度実施後の待機児童解消の見込みや費用対効果を示してほしい。	27年4月の待機児童ゼロを達成するとともに、引き続きその状態を継続できるよう、認可保育所を核とした保育施設の整備等に取り組んでいきます。 これらの保育施策に関しては、毎年度の行政評価や区政経営報告書の発行等を通して、その内容を明らかにしています。
14	新制度に伴い企業参入が促進されることで、保育の質が確保されるのか心配がある。	これまでも企業の参入に際しては、事前に事業実績の確認や財務診断を行うなど、保育の質と円滑な運営の確保を図っており、今後も、引き続き適切な指導監督等に努めていきます。
15	株式会社が経営主体の保育施設の参入にあたっては、倒産による撤退がおきないように、業者選定や指導監督を厳密に行ってほしい。 【他、同趣旨 10件】	
16	新制度に位置付けられない認可外保育施設に対する指導監督を厳重にするよう東京都へ要望してほしい【他、同趣旨 10件】	ご意見の趣旨を東京都に伝えるとともに、今後とも認可外保育施設の円滑かつ適切な運営を確保するよう、東京都との連携・協力を図りながら適切に対応していきます。
17	保育の質の低下や保育事故を招かないよう、保育士の待遇や労働条件の改善に取り組んでほしい。【他、同趣旨 10件】	保育士の処遇改善等については、新制度の公定価格の設定に反映するよう、国における検討が進められているところです。
18	認可保育所や認可外保育施設の保育の質が維持向上するよう、区からの補助を継続してほしい。 【他、同趣旨 16件】	国の動向等を踏まえ、現行の保育水準が維持できるよう、必要な補助を実施していく予定です。
19	認可外保育施設の保育料補助について、課税されないようにしてほしい。 【他、同趣旨 11件】	区の保育料補助は、保育料の負担軽減を図るため、保護者に対して補助を実施しており、税制上、雑所得となるものです。
20	収入が多い区民は多額の税金を納めており、利用者負担は一律にすべきである。	新制度における利用者負担については、国が定める基準を限度に区が定めることとなっており、国は住民税額の所得割額による「応能負担」とする方針を示しています。また、保育の利用手続きについては、現行と同様、区が申込みを受け付けます。なお、延長保育料を含めた具体的な保育料の金額については、国の動向等を踏まえて検討していきます。
21	保育料や入園手続き等の負担が、現在よりも大きくなるようにしてほしい。 【他、同趣旨 11件】	

No.	意見の概要	区の考え方
22	幼稚園において、2号認定者のニーズに的確に対応できるよう、一時預かり事業を実施する園を増やしてほしい。	新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている一時預かり保育事業をはじめ、地域子育て拠点事業や延長保育等については、26年度中に策定する（仮称）子ども・子育て支援事業計画の中で、ニーズに応じた今後の取組内容等を明らかにしていきます。
23	ひととき保育、一時保育は親だけでなく子どもにとっても貴重な体験の場となっているので拡充を図ってほしい。また、つどいの広場の拡大を図ってほしい。	
24	一月に48時間未満の就労をしている場合の子どもの預け先を確保してほしい。	
25	認可保育所及び認証保育所以外の保育施設の利用時間を長くして、保護者が利用しやすくしてほしい。	

基準（案）修正箇所一覧

【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準】

No.	該当項目	区基準（案）	修正	修正理由
①	【事業所内保育事業】 保育所型の配置職員	・小規模型に、国の基準に加え、事業所内保育事業所ごとに施設長を配置する。	・ _____ 国の基準に加え、事業所内保育事業所ごとに施設長を配置する。	・パプコメ意見等を踏まえ、「定員 20 人以上の保育所型」にも施設長の配置が必要なことを明記するため。
②	【小規模保育事業】 A型・B型の資格要件 【事業所内保育事業】 保育所型・小規模型の 資格要件	・常勤であること	・ <u>専任の常勤職員</u> であること	・パプコメ意見等を踏まえ、「専任の施設長」であることを明確化するため。
③	【事業所内保育事業】 保育所型の設備基準	【0・1歳】 ・乳児室（1.65㎡以上／1人）又はほふく室（3.3㎡以上／1人）	【0・1歳】 ・乳児室（ <u>3.3㎡</u> 以上／1人）又はほふく室（3.3㎡以上／1人）	・パプコメ意見を踏まえ、小規模保育事業A・B型と整合した乳児室の面積基準とするため。